

2015年11月IFRS諮問会議（IFRS-AC）出席報告

みずほ証券
経営調査部 上級研究員
熊谷 五郎

I. はじめに

2015年11月2日、3日、ロンドンにおいてIFRS財団・IFRS諮問会議（IFRS-AC）が開催された。以下その概要を報告する。

IFRS-ACは、国際会計基準審議会（IASB）、IFRS財団トラスティーに対して、戦略的な検討事項やその優先順位をアドバイスするための諮問会議（図表1）で、毎年2月、6月、10月と年3回、ロンドンで開催される。今回はやや異例で11月の開催となった。現在は、議長1名、副議長2名、委員44名の47名からなり、先進国、新興国の利害関係者から幅広く委員が選ばれている。

日本選出のIFRS-AC委員は、経団連を代表して新日鐵住金株式会社財務部長・石原秀威氏、日本証券アナリスト協会を代表して筆者の2名である。また、河野正道金融国際審議官がモニタリング・ボード議長の立場で出席した。なお、筆者は財務諸表利用者を代表して副議長（2名のうちの1名）を務めている¹。

II. 2015年11月開催IFRS諮問会議・議事概要

今回のIFRS-ACの議事一覧を、図表1に示す²。以下、順にその議論の概要を報告する。

図表1. 2015年11月開催 IFRS 諮問会議 議事一覧

番号	日時	議事
	11月2日 9:15-9:30	開会・IFRS-AC議長によるプレビュー
1	同 9:30-11:30	意見募集：「IFRS財団の体制と有効性」について
	同 9:30-10:00	・IASBスタッフによる概要説明（戦略と予定）
	同 10:00-11:30	・分科会

¹ また財務諸表作成者代表として、Gavin Francis（Deputy Group Chief Accounting Officer, HSBC Holdings）氏が筆者とともに副議長を務めている。

² 今回のAC会議の資料や討議の様子は、以下のサイトで閲覧・聴取可能。

<http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/IFRS-Advisory-Council-November-2015.aspx>

2	同	11:30-12:30	IFRS 財団トラスティー活動報告：指名委員会の活動
3	同	13:15-14:15	IASB および IFRS 財団の活動報告
4	同	14:15-15:45	「体制と有効性レビュー」・分科会報告
5	同	16:00-17:30	FASB-財務会計基準諮問会議・Steven Buller 議長を迎えて
		11月3日 8:00- 9:00	投資家代表による朝食会
6	同	9:15- 11:15	2015 年アジェンダ・コンサルテーション
	同	9:15- 9:45	・IASB スタッフによる概要説明
	同	9:45- 11:15	・分科会
7	同	11:15-12:15	IFRS-AC メンバー組織の活動報告
			・モニタリング・ボード：河野正道モニタリング・ボード議長
			・欧州会計学会（EAA）：Ann Jorissen EAA 会長 ・欧州委員会：Wojciech Fumanski 氏
8	同	13:00-14:00	IFRS 財団の広報戦略（非公開）
9	同	14:00-15:30	2015 年アジェンダ・コンサルテーション・分科会報告
	同	15:30-15:45	まとめ・閉会

出所：IFRS 財団

1. IFRS-AC 議長によるプレビュー

会議冒頭の 15 分を使って、前回（2015 年 6 月）AC 会議での議論の振り返りがあった。ペリー議長から過去 4 ヶ月に関する主な傾向として、投資家回りの議論と財務諸表の目的適合性に関する議論が指摘された。財務諸表は、投資家の経済的な意思決定に有用な情報を提供することを目的として作成される。会計基準もまた、財務諸表がそのような目的に適合的な情報を提供するように開発される。しかしながら、新しい IFRS の開発に当たって、投資家からのインプットを集めるのに IASB は常に苦勞しており、投資家とのエンゲージメント（対話）は、IASB にとって喫緊の課題となっている。

また、前回の AC 会議では、金融庁から日本における IFRS の任意適用状況に関するプレゼンテーションがあったが、筆者から過去 4 ヶ月のアップデートを行った。東京証券取引所が 9 月に公表した上場企業の会計基準選択に関する基本的な考え方に関する資料によれば、2015 年 3 月末に 75 社であった IFRS 任意適用企業数が、同 9 月末には 114 社に達している。また、IFRS の任意適用を検討している企業数は、9 月末で 194 社である。既に IFRS を任意適用済み、任意適用することを公表済みの会社の時価総額は、6 月末においてオーストラリアに次ぐ第 8 位の規模に達していること、仮に検討中の会社が全て IFRS の任意適用を決定したとすると、日本は時価総額で見ると香港、イギリスに次ぐ世界第 3 位の IFRS 利用国になることを報告した（図表 2）。わが国におけるこうした動きに対して、ペリー議長より「大変心強い」とのコメントがあった。

図表 2. IFRS 採用国の株式時価総額（2015 年 6 月末）

国・法域	時価総額	構成比
	10億ドル	
1 香港	4,907	7.0%
2 イギリス	3,744	5.3%
日本(IFRS採用済み、決定済み、検討中)	2,094	3.0%
3 フランス	2,024	2.9%
4 カナダ	1,968	2.8%
5 ドイツ	1,875	2.7%
8 韓国	1,302	1.9%
7 オーストラリア	1,170	1.7%
日本(IFRS採用済み、決定済み)	877	1.3%
8 スペイン	747	1.1%
9 ブラジル	722	1.0%
10 スウェーデン	673	1.0%

出所：東京証券取引所、Bloomberg のデータをもとにみずほ証券経営調査部

2. 意見募集：「IFRS 財団の体制と有効性」について

11 月の AC 会議で、「アジェンダ・コンサルテーション」と並ぶ 2 大議案の 1 つが、IFRS 財団トラスティーによる意見募集「体制とその有効性に関する評議員会のレビュー：レビューにあたっての論点」についてであった。

IFRS 財団の定款により、同財団の体制と有効性について 5 年ごとに見直し（レビュー）することが求められており、7 月に意見募集の文書が公表された。同意見募集文書は IFRS 財団及び IASB の 4 つの戦略目標（①一組の高品質のグローバルな財務報告基準の開発、②世界規模での IFRS の利用拡大、③IFRS の首尾一貫した適用支援、④IFRS 財団の独立性、財務安定性、説明責任の確保）を確認したうえで、それぞれの論点について質問を設定している。今回の意見募集では、特に①、③、④を重視しており、11 月の AC 会議でも、3 つの分科会に分かれて、議論が行われた。

●グループ 1：

- ・幅広い企業情報開示において IASB が果たすべき役割
- ・IFRS の首尾一貫した適用支援

●グループ 2：

- ・IASB 及び IFRS 財団のガバナンスと資金調達体制
- ・IFRS 財団トラスティー、IASB 理事の定数・経歴要件の見直し

●グループ 3：

- ・IFRS タクソノミと財務報告におけるテクノロジーの役割

グループ 1 の議長は筆者が務めた。幅広い企業情報開示において IASB が果たすべき役割については、まず IASB が民間 NPO のために会計基準を開発すべきかが議論されたが、「IASB のリソース上の制約を考えると、現在の上場企業を念頭に置いた会計基準開発から逸脱すべきではな

い。」との見解が示された。また、「統合報告<IR>」や「企業報告ダイアログ (CRD)」などへの参加については、現在の IASB のアプローチ、すなわち「議論には積極的に参加するが、議論の取りまとめ役にはならない。」という方針が支持された。

IFRS の一貫した適用については、まず原則主義の IFRS について一貫した適用を求めることの難しさ、また各国規制当局がどういうレベルで IFRS 適用上の一貫性を求めているかによって、適用上の差が生じていること、さらに非英語圏では英語で書かれた原文から自国語へ IFRS を翻訳する過程でニュアンスが失われることなどが問題点として指摘された。その上で、このような状況への対応として、誤解を軽減するために教育文書をもっと活用すべきこと、学界・教育界・監査事務所などとの協働などが示唆された。また、筆者は、まず各国における実務のバラつきを把握するために、各国設定主体との共同リサーチを実施することを提言した。

また、グループ 2 の議論では、IFRS 財団のガバナンス構造について、「モニタリング・ボード⇒IFRS 財団⇒IASB」という 3 層のガバナンス体制が支持された。現状の体制の透明性を上げるために、ステークホルダー間のコミュニケーションの重要性が確認された。

また、トラスティー定数については、現在の定数が適切との声が多かった。しかし、トラスティーの性別、IFRS の最新動向や環境変化への理解度については、配慮すべきとの意見もあった。一方で IASB 理事定数を現在の 16 名から 13 名へ削減すべきという、意見募集文書の提案については、意見が割れ明確な結論が出なかった。

IASB 理事の定数は現在 16 名ながら、北米および欧州の地域枠が既に実質的に 1 名ずつ欠員状態で、現在の理事数は 14 名と定数に対して 2 名少ない状態となっている。従って、IASB 理事の定数を 16 名から 13 名へ減らす場合に、次はアジア・オセアニア枠が減らされるのではないかという警戒感が強く、日本もその例外ではない。それでも IFRS 財団がそうした反対の声を押し切って定数の削減を提案しているのは、人数が少ない方が効率的な議論が期待できるというフーガーフォースト IASB 議長の強い意向が働いている。しかし、北米が米国とカナダの実質 2 カ国である上に、欧州が比較的同質性が高いのに対し、アジア・オセアニアは各国の個別事情が大きく異なっている。日本を含むアジア各国の委員からは、「定数を削減するにしても 16 名から 13 名ではなく、現行の地域配分を追認して 14 名で十分ではないか。」などの意見が出された。本件に関しては、石原委員より「IFRS は今や多くの国が採用するに至っており、IASB 理事の定数を考えるに当たり、地理的なダイバーシティに配慮することが重要である。」とのコメントがあった。

グループ 3 では、IFRS タクソノミやテクノロジーに関しては、XBRL そのものの開発に関わるのではなく、タクソノミ（財務諸表の勘定科目に関するタグ付け）開発に関わるという IASB の戦略の方向性に関して支持が得られた。ただし、AC 議員の多くはテクノロジーの専門家ではないせいか、議論が拡散して結論は得られなかった。

3. IFRS 財団指名委員会の活動

IFRS 財団トラスティーのメンバーで、同指名委員会の Sheila Fraser 議長より、指名委員会の責務と指名プロセスに関する説明があった。また、IFRS 諮問会議の構成に関する非公式なレ

ビューを実施することを検討している旨の発言があったが、本セッションでは、特段のアドバイスやコメントは聞かれなかった。

4. IASB および IFRS 財団の活動報告

IASB のハンス・フーガーフォースト議長、IASB・IFRS 財団の上級スタッフより、過去 4 ヶ月における IASB および IFRS 財団の活動報告があった。本セッションでは、IASB が公開草案その他の文書を作成するに当たって、審議期間が長すぎるのではないかと、より効率的・効果的な方法があるではないかとの問題提起がなされた。この点については、諮問会議における将来の検討課題の 1 つとして積み残しとなった。

また、IASB の開示イニシアチブに関する提案の狙いを実現させるには、作成者に実務慣行を変えてもらう必要があるが、どのようにしてそうした変化を促すかについて問題提起された。これもまた、諮問会議の将来における検討課題候補として積み残しとなった。

5. FASB 財務会計基準諮問会議 (FASAC) ・ Steven Buller 議長を迎えて

FASAC(Financial Accounting Standards Advisory Council)は、米国財務会計審議会 (FASB) の諮問会議体であり、IFRS-AC のカウンターパートに当たる。本セッションでは、FASAC の Steven Buller 議長 及び Alicia Posta エグゼクティブディレクターを招き、FASAC の組織、運営、現在の主な審議事項に関して説明を受けた。

IFRS AC が IASB や IFRS 財団の組織・運営、戦略に係るハイレベルな事項のアドバイスに特化しているのに対して、FASAC は個別会計基準設定に関わるテクニカルなアドバイスも行う点が異なっている。IASB では、各国・地域の会計基準設定主体をメンバーとする会計基準アドバイザリー・フォーラム (Accounting Standards Advisory Forum, ASAF) がその役割を担っているのに対して、米国 FASB にはそのような組織がないためである³。

6. 2015 年アジェンダ・コンサルテーション

アジェンダ・コンサルテーションについても、分科会方式で議論された。論点は以下の 3 つであった。

- IASB のテクニカル・プロジェクトの 5 主要分野に対するリソースの配分
- 旧基準のメンテナンスと新基準の導入サポート
- 基準改訂のペース

5 主要分野とは、①リサーチプログラム、②基準開発レベルプログラム、③概念フレームワーク、④開示イニシアチブ、⑤メンテナンスと導入プロジェクトである。これらの分野への資源配分が適切か議論された。このうち⑤は 2 番目の論点として扱われた。

旧基準のメンテナンスと新基準の導入サポートでは、IASB と IFRS 解釈委員会の活動において、IFRS 第 15 号：収益認識基準や IFRS 第 9 号：金融商品の減損モデルなど新基準の導入サ

³ 但し、作成者、ユーザー、監査人など利害関係者ごとの助言組織はある。

ポートと、旧基準の年次改善プロジェクトや限定的修正プロジェクトのバランスは適切かが議論された。

基準改訂に関しては、改訂のペースや程度が適切かについて議論された。議論そのものは活発に行われたものの、はっきりした結論は出なかった。また、新基準の導入サポートについては、導入、基準公表前のプロセス、翻訳などに関して、IASB が考慮すべき多くのことが指摘された。また、『事業環境スキャンニング』（“environmental scanning”）⁴などの方法を用いて、将来どんな問題が発生し得るか、定期的に点検すべきである。」という提言もあった。

7. IFRS-AC メンバー組織の活動報告

本セッションは、委員の母体組織の IFRS に関する活動について情報共有を行うためのもので、今回が初めての試みであった。IFRS 財団モニタリング・ボードを代表して河野正道議長、欧州会計学会（EAA）を代表して Ann Jorissen EAA 会長、欧州委員会を代表して Wojciech Fumanski 氏が、それぞれの活動について報告した。また、本セッションに関して、諮問会議における情報共有のあり方についても議論された。

河野モニタリング・ボード（MB）議長からは、MB の役割、および MB 自体のガバナンス、メンバー定員・構成の見直し⁵などについて報告があった。MB は、IFRS 財団、IASB の公的な説明責任を高めるために 2009 年設置された。ここ数年は、2012 年に公表したガバナンス・レビューに従って、MB 自身の体制整備が進められてきた。しかし、上記定員・構成見直しの結果、4 名の常任委員ポスト、2 名の非常任委員ポストが新設され、ブラジル及び韓国の資本市場当局が新たに常任委員に就任している。河野 MB 議長によれば、「今後は MB の本来業務である IFRS 財団、IASB のモニタリングに、より多くの時間を割いていきたい。」とのことであった。

Jorissen EAA 会長からは、IFRS 設定プロセスにおいて、高品質のグローバル基準の開発に学界として貢献するための EAA の活動が紹介された。Fumanski 氏からは、EU による IFRS 強制適用に関するレビュー結果に関する報告があった。同氏によれば、EU において IFRS 強制適用に踏み切ったことを、加盟各国は概ね好意的に捉えている。また、同氏から、IFRS 財団のガバナンス改善に関する欧州委員会提案が紹介された。

Ⅲ. おわりに

2015 年 11 月の IFRS-AC 会議の主要テーマは、2 つの意見募集「IFRS 財団の体制と有効性」と「2015 年アジェンダ・コンサルテーション」であったが、これらの意見募集文書自体は、過去の IFRS 諮問会議におけるアドバイスを反映したものとなっている。しかし、今回の諮問会議は意見募集期間中であるためか、議論そのものは活発に行われたものの、明確な方向性を持った

⁴ 「事業環境スキャンニング」とは、政治、経済、社会、技術開発など自社を取り巻く事業環境の動向を踏まえ、今後予想される事業環境の変化が自社、自社の属する業界、市場全体への影響を調査し、そのインプリケーションを分析するという事業環境分析のテクニックである。

⁵ MB は各国において財務報告に記載すべき事項の決定に責任を有する資本市場当局からなる。創設メンバーは IOSCO 理事会および成長・新興市場委員会よりそれぞれ 1 名、欧州委員会、米国証券取引委員会（SEC）、わが国金融庁より各 1 名の 5 名であった。

アドバイスを出しづらかったように思われる。また、それ以外のアジェンダについては、情報共有目的のセッションが多く、必ずしも議論が盛り上がったとは言えない。冒頭述べたように、筆者は副議長という立場で出席しているが、今回は議事進行の点で反省点が残る結果となった。

次回の IFRS 諮問会議は、2016 年 2 月 23 日、24 日に開催の予定である。今回に引き続き「IFRS 財団の体制と有効性」、「2015 年アジェンダ・コンサルテーション」が主要議題であるが、意見募集へのフィードバックを踏まえた議論が予定されている。また、定例の IASB・IFRS 財団の活動報告に加えて、企業報告の将来、適用後レビューに関する今後の運営方法などが議題として予定されている。

以 上